

近畿学校保健学会通信

No.42

昭和57年2月28日
近畿学校保健学会事務所
〒543 大阪市天王寺区南河堀町4
大阪教育大学保健学教室内
TEL 06-771-8131(内線242)

第29回近畿学校保健学会(昭和57年度年次学会)開催要項

1. 会 長 京都大学保健管理センター所長 北村 李 軒
2. 事 務 局 京都市左京区吉田本町(〒606)
京都大学保健診療所内
昭和57年度年次学会事務局(事務局長 小川隆三助教授)
TEL: 075-751-2111(代)内線 2401 2400
3. 開 催 日 時 昭和57年6月8日(火)
4. 会 場 京都商工会議所
京都市中京区烏丸通夷川上ル西側(地下鉄丸太町駅 南西出入口)
TEL: 075-231-0181(代)
5. 内 容 総会、評議員会
一般口演
特別講演「思春期の問題行動とその心の内景」
京都大学教育学部 山中康裕助教授
シンポジウム 「学校生活における自己表現と自己主張」
学校の内外で、児童生徒たちは、どんな言葉で、どんな行動と態度とで自分を表現し、主張しているのだろうか。逆に、どんな表現、態度でなければ自分を主張できないのだろうか。
司会 京都教育大学教育学部 友久久雄助教授
シンポジスト
学校医、養護教諭、生活指導、カウンセラー、PTA等の立場から話題提供を予定していますが、現在交渉中
6. 参 加 費
 - ・正会員(会費3,000円前納の者)は不要。(但し評議員、幹事等の弁当代は実費徴集)
 - ・非会員は参加費として2,000円徴集。(但し、当日正会員の入会は受付けますが、できるだけ前納を希望します)
 - ・名誉会員は不要。(但し、弁当代は実費徴集)
7. 一般演題申込み 発表希望者は別紙申込み用紙に必要事項を記入のうえ、昭和57年4月3日(土)までに年次学会事務局あてに申込んで下さい。学会口演予稿集用のオフセット印刷原稿は、昭和57年4月30日(金)(必着)までに提出して下さい。
原稿用紙は演題申込み者に折返しお送りします。

故 宮田尚之先生を悼んで

近畿学校保健学会名誉会員京都大学名誉教授宮田尚之先生は昭和56年10月6日、慢性腎不全のため不帰の客となりました。ここに謹んで先生の御冥福をお祈り申し上げます。

先生は昭和11年京都帝国大学医学部を御卒業後、附属病院にて内科医として治療と研究に従事されましたが、その頃より疾病の早期発見とその予防による健康の保持増進こそが新しい医学の道であるとの強い信念のもとで、学生の保健管理の重要性を認識され、京都大学学生健康相談所長、保健診療所長、さらに保健管理センター所長として30年の長きにわたり一貫して学生、教職員の保健管理に情熱をかたむけられ、今日の学校保健の基礎づくりに尽力されました。そして、それらの成果は近畿学校保健学会でも御発表になり会員に学校保健の重要性を認識させて頂いたのであります。さらに先生の著書である「学校保健管理」、「新健康論」、「現代健康学」に見られるように、先生は独自の健康哲学を確立され、それに立脚した講義や講演は先生の深い学識と円満で誠実なお人柄と相まって、学校保健関係者のみならず各方面に深い感銘をあたえられたのであります。

先生には昭和50年京都大学御退官後もひきつづき日本WHO協会理事として国際的視野から学校保健や地域保健に先生の健康哲学の発展に努力されました。特に昭和51年には近畿学校保健学会名誉会員として本学会運営に長老として御指導と御尽力を賜り、今日の近畿学校保健学会のみならず、わが国の学校保健のバックボーンを構築されたのであります。ここに先生の御功績の一端を偲び深く哀悼の意を表わすものであります。

(上 林 久 雄)

近畿学校保健学会会則改正案

現行

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。

第2条 本会の事務所は学会々長のもとにおく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は学校保健に関する研究を行い、健康で文化的な学校生活に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会及び研究会の開催
2. 会誌及び図書刊行
3. 学校保健に関する調査研究
4. 講習会の開催
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 構成及び会員

第5条 本会は近畿地方に在住する学校保健関係者並びに本会の趣旨に賛同するものをもって構成する

第6条 会員をわけて次の三種とする。通常会員 賛助会員 名誉会員

第7条 通常会員は本会の趣旨に賛同し会費を納めたものとする。

第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たものとする。

第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、また本会に功労のあったもので、評議員会で推薦されたものとする。

第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

第4章 役員

第11条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 若干名
4. 幹事 若干名

第12条 役員の任期は1ヶ年とし、評議員及び幹事は留任をさまたげない。

第13条 会長は学会開催地の会員のうちから評議員会において選出する。副会長は会長が委嘱する。会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を助け、会長に事故あればこれを

改正案

第1章 総 則

第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。

第2条 本会は学校保健に関する研究を行い、学校教育に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務所は幹事長のもとにおく。

第2章 事 業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、年次学会の開催
2. 会誌その他出版物の刊行
3. 学校保健に関する調査研究
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入したものとす。

第6条 会員は年次学会、会誌などを通じて研究を発表することができる。また会誌の配布および本会の事業について連絡を受ける。

第7条 本会には賛助会員および名誉会員をおくことができる。

第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たもので賛助会費を納めたものとする。

第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、本会に功労のあったもので、評議員会の推薦のもとづき、総会で承認されたものとする。

第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

第4章 役 員

第11条 本会に次の役員をおく。

1. 評議員 若干名
2. 幹 事 若干名（うち1名を幹事長、一部を常任幹事とする）
3. 監 事 2名

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は会員より選出されるものとする。

第13条 役員の選出方法は別に定める。

第14条 役員の任務を次のように定める。

1. 評議員は評議員会を組織する。
2. 幹事は幹事会を組織する。常任幹事は会務

現行（つづき）

代理する。

- 第14条 評議員及び幹事は会長が委嘱する。評議員は本会の運営に関する事項を評議し、幹事は会長の依頼を受けて会務を処理する。

第5章 会 議

- 第15条 会議は総会、評議員会及び幹事会とする。
- 第16条 総会は毎年1回これを開く。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第17条 会長は総会開催にあたって臨時に若干の総会役員をおくことができる。
- 第18条 評議員会は会長これを召集し、重要事項を審議する。
- 第19条 幹事会は会長これを召集し、その議長となり、総会、評議員会から委任された事項及び会長が必要と認めた緊急事項を処理する。

第6章 会 計

- 第20条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもつてあてる。
- 第21条 本会の会計年度は総会から次期総会までとする。
- 第22条 本会の決算は評議員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

雑 則

- 第23条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

附 則

- ① 会費は通常会費 1,000円、評議員は会費の他に500円を納めるものとする。
- ② 本会則は、昭和28年6月29日より施行する。

昭和33年6月13日

一部改正

昭和39年5月17日

一部改正

昭和49年9月6日

一部改正

改正案（つづき）

を処理する。幹事長は学会を代表し、会務を統括する。

3. 監事は会計を監査する。

第5章 会 議

- 第15条 本会の会議は総会、評議員会および幹事会とする。
- 第16条 総会は幹事長が毎年1回召集し開催する。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第17条 評議員会は幹事長が召集し、本会の運営に関する重要な事項を審議決定し、総会の承認をうけるものとする。
- 第18条 幹事会は幹事長が召集し、評議員会に提案する議題の審議ならびに総会、評議員会から委任された会務を処理する。
- 第19条 評議員会および幹事会は構成員の過半数をもって成立する。

第6章 年次学会

- 第20条 本会は毎年1回年次学会を開催する。
- 第21条 年次学会会長は会員のうちから評議員会で選出し、総会で承認され、年次学会の運営にあたる。
- 2 年次学会会長は幹事会に出席することができる。

第7章 会 計

- 第22条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもつてあてる。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第24条 本会の収支決算は、監事の監査を受け、評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

雑 則

- 第25条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

附 則

- 第26条 会費は年額 3,000円とする。
- 第27条 本会則は、昭和28年6月29日より施行する。

昭和33年6月13日

一部改正

昭和39年5月17日

一部改正

昭和49年9月6日

一部改正

昭和56年7月9日

改正

第29回近畿学校保健学会演題申込み用紙 (下記必読)

演題名
発表者氏名、所属（連名で発表の場合は演者に○印）
連絡先 TEL () 住 所 氏 名
発表要旨（100字ぐらいに）

申込用紙不足の場合は、これと同じ様式のものを用いて下さい。

----- き り ----- と ----- き り ----- 線 -----

記

1. 口演内容は学校保健の立場に立脚し、具体的な資料にもとづいた研究発表を希望します。
2. 演者は近畿地区に在住または勤務する方に限ります。連名で発表の共同研究者は近畿地区外の方でもかまいません。発表者は原則として会費を前納して下さい。
3. 演題申込みはこの用紙（または同様式）に必要事項を記入し、昭和57年4月3日（土）までに学会事務局あてお送り下さい。折返し予稿集作成用の所定の原稿用紙をお送りします。4月30日（金）までに口演内容の抄録（表題、図、表を含めて約1,400字）を黒インク書きで提出して下さい。オフセット印刷に致します。
4. 発表時間は申込み演題数によって決定いたしますが、討論を含めて1題9～10分程度を予定しています。

事 務 報 告

1. 「近畿学校保健学会会則改正」及び「会則改正にともなう移行措置」について。

昭和56年7月9日、和歌山市民会館における第28回近畿学校保健学会評議員会にて上記2案を審議検討の上、総会にて2案とも承認された。(内容は別紙参考のこと)

2. 『会則改正にともなう移行措置』による第1回暫定幹事会報告。

昭和56年8月24日、会則改正にともなう移行措置にもとずき、第28回学会長武田先生より暫定幹事会が召集され、下記の点が決定された。

- (1) 暫定幹事長として大阪教育大学上林久雄先生が選出され、当分の間、事務所を大阪教育大学保健学教室におくことになった。
- (2) 暫定幹事長は暫定常任幹事を指名することが承認された。
- (3) 早急に ①新会則 ②移行措置 ③来年度年次学会案内 ④会員募集等をもち込んだ学会通信第41号を評議員、一般会員におくり、会員募集をおこなうことになった。
- (4) 暫定評議員については、9月末日までに各府県の暫定幹事より暫定幹事長へ推せんすることになった。

3. 第2回暫定幹事会報告

昭和57年2月27日、第2回暫定幹事会が開催され、京都における第29回学会開催要項及び会員加入状況について話し合われた。

以 上

近 畿 学 校 保 健 学 会 暫 定 事 務 所

〒543 大阪市天王寺区南河堀町4

大阪教育大学保健学教室

電話(代表)06-771-8131, 内線242

振替 大阪0-308509

会 員 募 集 に つ い て

第28回近畿学校保健学会総会において別紙のように学会会則が改正され、昭和57年度より恒久会員制を設けることになりました。当分の間、本会の趣意に賛同され会員として会費を納入して頂きますと、年2～3回学会通信及び年次学会の案内をお送り致します。又、昭和57年度年次学会（於京都、別紙案内御参考のこと）での研究発表は会員でないとできませんので、会員を希望される方は昭和57年3月31日までに昭和57年度会費3,000円を学会事務所まで納入されますようお願い致します。

なお、今年度は学会会則改正による学会運営の移行期でもあり、運営経費もほとんどない状態ですので、多くの方が会員になられてできるだけ早く会費を前納して頂くよう重ねてお願い致します。

（ 切り取り線 ）

各票の※印欄は、払込人において記載してください。

払 込 通 知 票											
※	口座番号	大阪 0-	十	万	千	百	十	番			
			3	0	8	5	0	9			
加入者名 近畿学校保健学会事務所											
		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
		※（郵便番号）									
		払込人住所氏名									
		備 考									
		受付局日附印									

（ 郵 政 省 ）

文字は正確明りように、数字はアラビア数字を使ってお書きください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に証印してください。
各票の記載事項にまちがいのないことを確かめください。

払 込 票											
※	口座番号	大阪 0-	十	万	千	百	十	番			
			3	0	8	5	0	9			
加入者名 近畿学校保健学会事務所											
		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
		※									
		払込人住所氏名									
		料									
		払込み		特 殊		受付局日附印					
		円		円							
		金 備 考									

（ 郵 政 省 ）

近畿学校保健学会暫定幹事名簿

(昭和57年2月28日現在)

◇滋賀県

佐々木 武 史(滋賀医大) 林 正(滋賀大・教育) 宮 田 英 子(滋賀大・教育)

◇京都府

北 村 李 軒(京大・保健管理センター) 山 岡 誠 一(京都教育大) 米 田 幸 雄(京都教育大)

◇大阪府

今 井 英 夫(大阪教育大) 大 山 良 徳(大阪大・教養) 上 林 久 雄(大阪教育大)
後 藤 英 二(大阪教育大) 山 口 正 民(大阪府医師会)

◇奈良県

橘 重 美(天理大・体育) 出 口 庄 佑(奈良女子大) 中牟田 正 幸(奈良教育大)

◇兵庫県

佐 守 信 男 塚 本 利 之(兵庫医大) 美 崎 教 正(神戸大・教養)
南 哲(神戸大・教育) 山 城 正 之(神戸大・教育) 横 尾 能 範(神戸大・教育)

◇和歌山県

井 辺 八 郎(県学校保健主事研究会) 川 崎 武 彦(県歯科医師会) 小 谷 諒 夫(県教委)
松 岡 勇 二(和歌山大学) 武 田 真太郎(和歌山医大・衛生)

------(切り取り線)-----

近畿学校保健学会会員登録について

1. 学校保健に関心のある方は誰でも会員になれます。
2. 近畿学校保健学会は近畿地区6府県の輪番で毎年1回開催されます。
会員として入会されると、引続き「学会通信」をお送りし、学会に参加できます。
3. 申込みは右記通信欄に必要事項をご記入のうえご送金下さい。

通 信 欄
近畿学校保健学会会員登録書
◇会費 ￥3,000
会員氏名
住所(〒)
所属(具体的に) (府・県)
職 種